

平成30年度 対馬市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成31年 3月25日(月) 午前10時00分から午前10時40分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 福島とよか
4番 畑島孝吉	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (11人)

永尾佐登志	長瀬 円	西山義典	佐伯武久
波田 優	永留 静夫	日高安実	糸瀬安則
小宮正至	須川正直	原田英治	

4. 欠席委員 (1人)

5番 小宮 一人司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 非農地証明書交付願について

議案第33号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第5回)

議案第34号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第5回)

議案第35号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

議案第36号 下限面積(別段の面積)の設定について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	庄 司 智 文
農業委員会事務局局長補佐	永 留 潤 也
農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐	志 賀 慶 二
中対馬振興部地域振興課係長	牧 山 隆 広
上対馬振興部地域振興課参事兼係長	國 分 茂 徳

7. 会議の概要

議 長

皆様、おはようございます。

春の彼岸も終わり、桜の花もちらほら。また、木々の芽吹きに春を感じるようになってまいりました。皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。いよいよ農作業も忙しくなっている季節となりました。皆様、お身体に気を付けて農作業に励んでいただきたいと思います。

本日の総会は、本年度最後の第10回農業委員会総会になります。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

それでは総会に入ります。座って議事を進行させていただきます。

ただ今から、平成30年度、対馬市農業委員会第10回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告致します。なお、農地利用最適化推進委員、11名も合わせて出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、3番の福島とよか委員、4番の畑島孝吉委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の1ページをお開き下さい。議案第31号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、田1筆を売買するものであります。経営面積は6,201平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、田1筆を売買するものであります。なお、経営面積は10,242平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1、番号2の補足説明ですが、私の担当地区ですので私の方から補足説明をさせていただきます。

去る3月22日、10時から譲渡し人の代理である〇〇さん、担当の安藤係長、私の3人で現地調査を致しました。〇〇さんは施設へ入所中、長男は〇〇県在住であり立会いに参加が出来ておりません。出席が出来ておりません。譲受人〇〇氏及び〇〇氏は〇〇川河川改修工事に伴い自作の田んぼが買収対象となり、その買収対象となった田んぼの補てんのために今回取得をするものであります。〇〇さんの主人も亡くなり、現在農業を維持することが出来ないためこのような売買の契約が結ばれようとしております。つきましては、皆様ご協議の上、ご決定をいただきますよう宜しくお願い致します。

以上で補足説明を終わります。

質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1につきまして賛否を問います。

議案第31号の番号1につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、番号2につきまして賛否を問います。原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

番号2は原案のとおり許可することに決定をいたします。

次に、議案第32号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の2ページをお開き下さい。議案第32号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇の畑、1筆、面積は1, 357平米でございます。位置図、写真等を3ページから6ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりました。番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

7番黒瀬でございます。議案第32号、番号1番について現地調査の報告を致

します。案件は非農地証明の願い出であります。議案書2ページをお願いを致します。申出人、申出地の所在・地目・面積・利用状況は、議案書記載のとおりであります。申請地は、〇〇市街地の近く、4ページの付近見取り図に図示されておりますとおり、〇〇ヘリポート並びに〇〇に隣接する場所にあり、周囲には耕作中の農地は無く、原野並びに山林であります。現地調査を去る3月19日、午前9時より、農林しいたけ課安藤係長並びに申請代理人とともに行いました。申請地〇〇番〇の状況でございますが、議案書の願い出理由並びに現況写真のとおり、竹林並びに雑木等が繁茂、山林化し、長きにわたり耕作放棄がされている現状を確認致したところでございます。以上の内容により、申請地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないものと判断を致しました。委員各位におかれましては、提出されています議案関係書を基に更なるご審議をお願いし報告を終わります。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1について賛否を問います。

議案第32号の番号1につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号1は原案のとおり交付することに決定いたします。

次に、議案第33号「農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第5回)」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の7ページをお開き下さい。議案第33号、「平成30年度 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第5回)」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。

利用権設定の件数は1件で、内訳は、貸し手3人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が1筆、面積は488平米、畑が2筆、面積は4,382平米で、合計筆数3筆、合計面積4,870平米でございます。なお、地区別一覧表、農用地利用集積計画表を8ページ、9ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

対馬市農林しいたけ課の志賀と申します。よろしくお願い致します。私の方から8ページ目と9ページ目につきまして説明させていただきます。まず8ページ目でございます。〇〇町〇〇地区〇〇の方で1筆、488平米。〇〇地区で2筆、4,382平米になっております。9ページ目をお開き下さい。9ページ目に利用権の設定を受ける者として、長崎県農業振興公社が一団体ですね。と3名の3筆の方が集積を行うとしております。ええと地図、地図を14ページ目に載せております。前のスクリーンでも表示しておりますが、14ページ目が〇〇地区の2戸2筆4,382平米。15ページ目が〇〇地区の1戸1筆488平米でございます。よろしくご審議の程、よろしくお願い致します。以上です。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第33号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第34号「農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第5回)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の10ページをお開き下さい。

議案第34号、「平成30年度 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第5回)」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受ける者は4人でございます。農地の内訳は、田が11筆、面積は9,936平米、畑が6筆、面積は9,040平米、うち再配分が田10筆、面積9,448平米、畑4筆、面積4,658平米で、合計筆数17筆、合計面積18,976平米、うち再配分が14筆、面積14,106平米でございます。なお、農用地利用配分計画(案)を11ページから13ページに、関連の航空写真を14ページから19ページに添付しておりますのでご参照ください。詳細につきましては、志賀補佐から説明を受けたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、農林・しいたけ課の説明をお願いします。

(農林・しいたけ課 志賀課長補佐挙手)

農林・しいたけ課 課長補佐

11ページ目から、私の方から説明させていただきます。11ページ目をお開き下さい。まず整理番号の1です。先程、集積計画表を下見していただきました。〇〇地区2筆と〇〇地区1筆と〇〇さんに配分する計画でございます。面積は3筆で4,870平米になつとります。地図は14ページと15ページ。先程の地図と変わりありません。続きまして整理番号2と3と4が株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇様に再配分するものです。これは、〇〇さんに個人に貸し付けておりました農地でございますが、株式会社を設立されましたので一旦配分を解約しまして株式会社 〇〇の会社の方に再配分するものです。〇〇地区で4筆3,370平米。整理番号3が〇〇地区で1筆909平米。4番目が〇〇地区で4筆3,822平米でございます。地図が16ページと17ページになります。続きまして整理番号5です。13ページをお開き下さい。これが現在〇〇様から解約しまして、〇〇様に再配分するものです。整理番号5と整理番号6の2地区でございます。〇〇地区の2筆2,994平米と同じく〇〇地区の2筆1,664平米の、合わせて4筆でございます。図面は18ページでございます。13ページに戻っていただきまして整理番号7です。これが現在、〇〇様さんに貸し出していたものを解約しまして、〇〇さんに再配分するものです。それが〇〇の〇〇1筆1,347平米です。写真が18ページ、すいません19ページになります。以上簡単ではございますが説明を終わります。審査の方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。質疑等ございませんでしょうか。

質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案第34号につきまして、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

つづきまして、議案第35号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の20ページをお開き下さい。議案第35号、「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。

提案理由、農地法第52条の規定により、すべての農業委員会において、賃借料情報を提供することになっているため、提案するものであります。次のページ、21ページをお開き下さい。また、参考資料と致しまして、別添資料1を添付し

ておりますので、ご参照ください。

公表値はすべて1反あたりの1年間の金額となっております。地目、田の賃借料平均額は2,500円、最高額は2,500円、最低額は2,500円で、データ件数は39件です。地目、畑の賃借料平均額は2,500円、最高額は2,500円、最低額は2,500円で、データ件数は15件です。なお、別添資料1は、30年度中に出された賃借をまとめたものでございます。借賃金額が無い、0円のはデータ件数には入っておりません。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんでしょうか。質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第35号の公表値の提案につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり提供することに決定いたします。

つづきまして、議案第36号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の22ページをお開き下さい。議案第36号、「下限面積（別段の面積）の設定について」を説明いたします。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内での別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今後の下限面積（別段の面積）の設定について、以下のとおり提案するものであります。

方針と致しましては、現行の下限面積の変更は行わないこととします。理由と致しましては、2015農林業センサスで、管内の農家で50アール未満の農地を耕作する農家が全体の約38%であります。地域によっては耕作面積の大小があり、また、対馬市においては後継者不足等により耕作放棄率が30%を超えており、新規就農を促すためにも現行面積で設定する必要があります。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑、ご意見等ございませんでしょうか。質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第36号の下限面積(別段の面積)の設定につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり設定することに決定いたします。

つづきまして、議事日程第5、「その他」の事項ですが何かございませんでしょうか。

(無しの声あり)

ご意見ご質問がないようにありますので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を、皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第10回総会を閉会と致します。

お疲れ様でした。